

種の保存法在り方検討会報告書 概要

現状・課題等

- 平成29年の種の保存法改正により、特定第二種国内希少野生動植物種制度、認定希少種保全動植物園等制度、国際希少野生動植物種の登録制度強化、特定国際種事業者の登録制度等を導入。
- その後、GBFや生物多様性国家戦略2023-2030においてネイチャーポジティブの実現が掲げられる一方、我が国では少子高齢化・過疎化等により二次的自然の維持管理が困難となるなど、実現に向けた課題がある。TNFD・ネイチャーポジティブへの関心の高まりを背景に、**民間企業等を含む多様な主体との連携が重要**となっている。
- 生物多様性保全と気候変動対策の総合的な対策も求められる。**メガソーラー対策パッケージ**（R7関係閣僚会議決定）でも言及されたように、**再生可能エネルギー等の開発に伴う生息・生育地の改変やバードストライクなど、希少種保全に支障が生じる事例**が見られ、事業者への助言・指導等の実効性確保についても検討が必要。
- こうした状況を踏まえ、施行状況評価（R5～R6）及び在り方検討会（R7～R8）を通じ、希少種情報の収集・活用、場の保全、開発行為への対応、民間・自治体との連携、譲渡し等規制の適正化等を主要論点として整理。

今後の検討の方向性

1 生息・生育の場の保全

「種」だけでなく、その種が生息・生育する「場」に注目し、希少種情報の収集・整理、重要な生息・生育地の把握、生息地等保護区の指定等を推進。

2 開発行為等による影響の回避・低減

開発事業に対する希少種情報の事前提供、不適切な事業者への助言・指導、事業者に対する措置の実効性確保の方策を検討。

3 民間等と連携した保全活動の推進

人口減少や担い手不足等を踏まえ、民間企業・保全団体・動植物園等が希少種保全に参画しやすい仕組みを検討。

4 国と自治体との連携強化

国が優先すべき取組の考え方及び自治体に期待する役割を整理し、法と条例の連携強化による効果的な保全を推進。

5 譲渡し等規制の適正化

ペット流通種に係る譲渡し等規制の課題への運用上の対応と、象牙取引規制の実効性向上と保全効果検証を検討。